

市内で、卸売業・飲食店・旅行業・ 貸切バス業を営む事業者の皆様へ

新型コロナウイルス感染症の拡大により事業経営に著しい影響を受けている対象業種の事業者の皆様へ事業継続のための給付金をお支払いいたします。

① 対象者（※下記事項すべてに該当する事業者。原則、市税に滞納がある場合は対象外です。）

- 令和3年4月1日時点で本市において以下の表に記載した事業を営む事業者。
- 中小企業基本法に規定する中小企業者（個人事業者含む）であり、令和2年12月～令和3年3月いずれかひと月の売上が前年同月比8割未満の事業者。**卸売業については、飲食店との取引による売上が、**令和元年12月～令和2年3月のいずれかの月で20万円以上あり、かつ、翌年同月の売上が8割未満の事業者。

※令和2年3月以降に事業を開始した場合は、事業開始月から令和2年11月までのいずれかひと月と、令和2年12月から令和3年3月までのいずれかひと月の売上額を比較するものとします。

② 支給内容（事業の状況により複数の業種への申請が可能です。）

対象業種		支給額（1回限り）
農畜産物・水産物卸売業（農業を除く） 及び食料・飲料卸売業		1事業者につき 200,000円
旅行業		
飲食店 （配達・持ち帰りのみを行う方と一般消費者向けに常時飲食の提供を行っていない方は除く）	50㎡以上の宴会場を有する店舗	1店舗につき 100,000円 但し、100㎡以上の宴会場を有する店舗は 1店舗につき 200,000円
	賃借料の支払いが生じる建物で営業している店舗	1店舗につき 100,000円 （以下の賃貸借契約の場合は対象外となります。 個人事業者の場合は配偶者、親・子からの賃借、 法人の場合は法人の代表者本人、その配偶者、 親・子からの賃借をしている場合。）
貸切バス業		営業車両数1台につき 50,000円 ※令和3年4月1日時点の自己所有の登録車両台数で常時貸切バスとして使用している車両に限る。

申請方法等については裏面をご覧ください。

③ 申請方法及び申請期限

- ・申請書を市ホームページからダウンロードし、④の必要書類と共に下記送付先に原則郵送にて提出してください。

申請期限：令和3年8月31日(火) ※当日消印有効



※QRコードより
ご確認ください。

④ 必要書類

【全業種共通】

- ・市内で事業を行っていることが確認できる書類の写し
- ・売上額の減少状況が確認できる帳簿等の写し（卸売業については飲食店からの売上額の減少状況が確認できる帳簿等の写し）
- ・振込先口座の写し（口座名義人（カタカナ）の記載されたページ）

【飲食店】

- ・令和3年4月1日時点での全店舗分の食品衛生法第52条の規定による許可を受けたことが分かる書類の写し
- ・宴会場を有する飲食店は、宴会場を有することとその面積が分かる書類の写し（パンフレット、図面等）
- ・店舗を賃貸借する飲食店は、賃借料を支払っていることが分かる書類の写し（賃貸借契約書等）

【旅行業】

- ・令和3年4月1日時点での全店舗分の旅行業法第3条の規定による登録を受けたことが分かる書類の写し

【貸切バス業】

- ・道路運送法第4条の規定による許可を受けたことが分かる書類の写し
- ・令和3年4月1日時点での営業車両数の分かる書類の写し

⑤ その他

- ・給付金の支給までは申請から1ヶ月程度の時間を要します。
- ・申請書の様式等は市ホームページからダウンロードできますが、インターネットが使用できない場合や、ご不明な点等ございましたら下記お問い合わせ先までご連絡ください。



申請書送付先（お問い合わせ先）

〒996-8501 新庄市沖の町10番37号
新庄市商工観光課企業立地・商工振興室

TEL：0233-29-5847 FAX：0233-22-0989